

小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：令和7年11月4日から同年12月15日まで

意見提出数：6人・30件

※ 提出された意見は、原則として全文を原文のまま掲載しています。

小金井市一般廃棄物処理基本計画

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	P2 第1部 第1章 第1節 1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	前期一般廃棄物処理基本計画では、基本構想＞環境基本計画＞一般廃棄物処理基本計画＞実施計画・災害廃棄物処理計画・清掃関連施設整備計画という位置づけになっていましたが、後期一般廃棄物処理基本計画では、基本計画と食ロス計画と災害廃棄物計画が同位になっています。食ロス計画と災害廃棄物処理計画が、環境基本計画のすぐ下位の計画になったのであれば、前期基本計画との取り扱いの違いについて教えてください？	一般廃棄物処理基本計画、食品ロス削減推進計画及び災害廃棄物処理計画との整合性を確保するものであることを表現した図に変更したもので、前基本計画との取扱いに変更はありません。
2	P3 第1部 第1章 第1節 2. 計画対象期間	SDGsのゴールが2030年となっています。ちょうどこの計画の完了年度と同じ時期になりますが、そこまでに一定の成果を公表されることはありますか。	本計画を踏まえた、ごみ処理に関する取組状況や結果については、毎年度策定する小金井市一般廃棄物処理計画（単年度計画）や年度刊行物である小金井市清掃事業の概要で公表を継続することを予定しています。
3	P4 第1部 第1章 第2節	「循環経済への移行を推進する」とありますが、「リユース活動の促進に向けた連携及び協力に関する協定」と「マイボトル利用環境の整備促進に関する協定」の締結と、不用品のリユース・リサイクルだけで十分だと思われていますか。	記載している協定の締結による不用品のリユース、リサイクルは循環経済の移行への取組の一つであると考えております。今後も引き続き国の動向を注視し、循環経済への移行に向けて多面的な視点か

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	(2)循環型社会の実現に向けた動き		らの取組を検討してまいります。
4	P5 第1部 第1章 第2節 (4)デジタル技術の進展	確かに国の動向ではありますが、P4では廃棄物からの観点も加味して記載されているのに対し、ここでは双方にそれがありません。P4との違いはなんですか。特に、(4)デジタル云々に関しては、なぜここで出てくるのかわからないので、少しでも記載があったほうが良いのではないかと思います。	循環型社会の形成を目指すためには、脱炭素に向けた取組及びデジタル技術の活用は必要不可欠だと考えております。(3)、(4)にはごみ処理に関する内容も追記します。
5	P12 第1部 第2章 第2節 2. (2)ごみ排出量(家庭系・項目別) 3. (2)市民1人1日当たりのごみ排出量(家庭系・項目別)の推移	2. ごみ排出量の(2)以降について、せっかく令和6年度実績までグラフが記載され、かつごみ量が減少傾向にあるにも関わらず、文章上は、令和4年度までのことしか記載されていません。せっかくですので、その後も減少傾向にあることを記載してはいかがでしょうか。3. 市民1人1日当たりのごみ排出量の(2)も同様です。	御指摘の令和4年(2022年)度以降の推移については、「令和2年(2020年)度以降は、全ての品目において減少傾向」という表現に包含しています。
6	P25 第1部 第2章	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、焼却量で、小金井市はすでに国、都の2030年度の目標値を達成(それも大きく)していることがよくわかる。 それは約30年前からの最終処分場がもうできない問題、小金井市の焼却施設がなくなり	市民の皆様の御理解・御協力の下、本市は国や都の令和12年度目標値を、令和6年度実績値において既に達成をしている状況です。この場をお借りし

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	<p>第2節 9.その他 (3)国、都の 目標値との 比較</p>	<p>10 数年の間、広域支援に頼った問題によって、市と市民が協力して努力した結果であることもよくわかる。</p> <p>ただ、これだけ見ると「ここまでやっているのだから現状維持でいいのでは」という気持ちがかねないと思う。</p> <p>実際には浅川清流衛生組合の焼却施設も完成から6年近くが経とうとしていて、寿命から考えれば次の焼却施設（小金井市内？）をどうするのか考え始めなければいけないこと焼却灰を運び込んでいる二ツ塚のエコセメント工場も余裕があるわけではなく、できたエコセメントの使いみちは限られたものであることも市民にはわかってもらわないといけないと思う。そうしたことをしっかりと周知した上で、また指定袋の売上金の使い道が適正であること知らせた上で、指定袋の値上げも有効だと思う。</p>	<p>て御礼申し上げます。一方、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設及び東京たま広域資源循環組合が運営するエコセメント化施設並びに施設周辺の負担軽減、持続可能な社会の実現のため、更なるごみ減量に取り組んで行く必要があります。</p> <p>また、将来に備えるべく一般廃棄物処理手数料の改定を踏まえた施策を展開することも必要との御意見ですが、市としましては持続可能な行政経営を進める中で適切な対応に努めていく考えです。</p>
7	<p>P29 第1部 第2章 第4節 1. (2)事業系一般廃棄物の削減</p>	<p>長く保育園でパートをしていて、保育環境を整えることも引き受けているので、保育や介護などの事業所のごみ問題は深刻だと思っている。</p> <p>給食で出る生ごみを可燃ごみで出していた時代が長く、衛生的にも問題だったが10年ほど前に消滅型生ごみ処理機が導入されて解決した。</p> <p>ところが、同じころから感染症が増えてきて、タオルを使用せずに園児もすべて紙タオル使用、おむつ替えや嘔吐処理には使い捨てのかっぽう着、帽子、手袋使用。給食づくり、掃除にも使い捨て手袋使用となり、コロナ騒動以降はさらに拍車がかかって、可燃ごみ（感染防止に使った使い捨てプラ製品は可燃ごみに入れている）は増えるばかり。いま可燃になっているものから何か資源化ができないか考えるが、比較的きれいな紙タオルは紙資源ごみにならないか…くらいしか考えられず、行き詰っている。</p> <p>生ごみの問題でいえば、福祉施設などの給食残渣は自家処理されていると思うが（それも調査があれば知りたい）小規模の飲食店などから出る生ごみは単に可燃ごみとして出されているのでは？</p> <p>家庭系では生ごみ資源回収モデル事業も始まったが、事業所の生ごみについての資源化の取り組みが見えないと感じる。</p>	<p>事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任で処理することが義務付けられています。本市において、近年事業系一般廃棄物が増加していることを踏まえ、立入指導の実施及び店頭回収、自主回収等の推進など、事業者のごみ減量に向けた主体的な取組を促してまいります。また、事業系一般廃棄物処理手数料の見直しを含め、事業系一般廃棄物の排出抑制の推進を目指します。なお、事業系食品廃棄物については、全ての食品関連事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の遵守の下、食品廃棄物の排出抑制と再生利用を促してまいります。生ごみの資源化に向けた具体的な取組は、今後検討してまいります。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
8	P29 第1部 第2章 第4節 2. (1)ごみについての関心度・分別の徹底状況	P29の2(1)の下段で、「ごみの分別を徹底している人の割合が居住年数5年未満でやや低い状況であるため、」とありますが、読み手が「で」の後に読点を入れてしまうと、内容が異なってしまうので、「徹底している人の割合が、居住年数5年未満ではやや低い状況」としたほうが、わかりやすいのではないのでしょうか。	御指摘を踏まえ修正します。
9	P30 第1部 第2章 第4節 2. (1)ごみについての関心度・分別の徹底状況	図1-28以降 どこかに複数回答である旨の記載があったほうが良い気がします。	御指摘を踏まえグラフタイトルに複数回答である旨を追記いたします。事業系一般廃棄物も同様に追記します。
10	P40 第1部 第2章 第4節 2. (5)プラスチック・充電式	<p>気になるのは「汚れたプラスチック」の分別方法。</p> <p>小金井市は「燃やさないごみ」として青い指定袋に入れるよう指定されているが、本来は燃やすごみでいいと思う。</p> <p>浅川清流衛生組合で共同処理しているのに、施設を受け入れている日野市だけが可燃で、小金井市と国分寺市が不燃なのは政治的な問題なのかと思ってしまう。</p> <p>実際には小金井市も市民は汚れの落ちないプラを6.1%が可燃に出している（不燃に出すのは8.3%でさほど変わらない）。</p>	本市では、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が制定される以前から、他自治体よりも先行してプラスチックごみの分別回収を行ってきています。燃やさないごみとプラスチックごみで排出量や回収頻度が異なることを踏まえ、当初より市民の皆様の経済的負担が軽減できる見込みであること等から燃やさない

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	電池（の分別）	<p>これは市民の判断で（私もそうだが）、手選別をする不燃ごみに食品残渣や臭いがついたプラを入れると作業がきつくなること、不燃物に多く含まれる資源になるものを汚してしまう事、回収が隔週なので虫がわいたりカラスにねらわれたりすること…などの理由で可燃ごみにあえて入れているのだと思う。</p> <p>3市で協議の上、汚れたプラスチックは可燃ごみに統一するのがいいと思う。</p> <p>また、小金井市はプラスチックごみ（これも国分寺市のようにごみではなく「プラスチック資源」と呼ぶのが正しいと思う）と不燃ごみの袋が同じ、というのも問題と考える。</p> <p>分別が面倒と考える人は、不燃ごみもプラごみも同じ袋に入れて出してしまう、ということは考えられる。不燃ごみに入っているプラごみのうち、資源化できる状態のきれいなプラごみがどのくらいなのかは組成分析でも出ていないが。</p>	<p>ごみとプラスチックごみの指定収集袋を同一のものとし長らくの間、定着しています。</p> <p>作業環境に与える影響にも御心配をいただいておりますが、収集された燃やさないごみは手選別をせず、脱臭集塵装置を備えた小金井市野川クリーンセンターにて保管、積替えの後、民間処理施設に搬出していますが、施設周辺の環境は良好に保たれています。</p> <p>市では令和7年3月よりプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第32条の適用を受ける資源化処理を開始しましたが、長年の市民の皆様のご理解、御協力により処理不適物の混入は少なく、全国的に見ても高い資源化率を達成できています。様々な視点に立った御意見ではありますが、現状、分別区分を変更する必要に迫られている状況にはないと考えています。</p>
11	P50 第1部 第2章 第4節 4. (1)SDGsや脱炭素社会・循環型社会の実現に向け	<p>P50を見ても、外国人人口の占める割合が2.8%と増加しています。外国語版ごみ分別のチラシが作成されていますが、他に外国人に向けた取組は検討していますか。</p>	<p>国籍ごとの人数把握を進め、対応言語数を増やしてきています。分別することの習慣付けがない方もおられることから、ごみの出し方についての頒布物の作成やごみ分別アプリの対応言語の追加を検討しています。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	た取組の必要性		
12	P54-56 第1部 第3章 第3節 基本方針 第4節 目標の設定 第4章 第1節 計画の体系	<p>リユースの取り組みについて (54~56頁)</p> <p>小金井市は、ごみの減量のためにリユースを重視するとして、「ゆづる輪」や「おいくら」を進めています。まったく不十分です。</p> <p>市が関与するリユースの拠点、旧リサイクル事業所の再開を求めます。</p> <p>旧リサイクル事業所には年間のべ1万数千人が訪れていました。平成29年度(2017年)12カ月の実績は1万3876件の販売、金額は916万3千円、重量90トン150キログラムでした。これに比べ、搬入された大型ごみを修繕・再利用する「ゆづる輪」が始まった令和4年(2022年)10月から令和6年度末(2025年3月)までの30カ月で、リユースが成立した件数は519件、4743キログラムとわずかです。令和5年(2023年)12月に市が案内を開始した「おいくら」もあるため、単純比較はできませんが、リサイクル事業所には遠く及ばないと言えるのではないのでしょうか。</p> <p>実際、リサイクル事業所閉鎖後は、閉鎖前と比べ粗大ごみが増えており、閉鎖の影響と考えられます。この点について市は、転入・転出者が多いことや粗大ごみ回収料が安いことが原因と見ましたが、事業所閉鎖後は以前より転入・転出者が減少しており、その主張は成り立ちません。</p> <p>多摩26市で、リサイクル事業所を閉鎖した自治体はありません。大多数の自治体でリサイクル事業やリユースの施設を持っており、多様な形態でリユース事業をすすめています。</p> <p>リユース品は、インターネットで見ただけでなく、実物を見て触って買いたいとは、多くの市民が望んでいることです。</p> <p>物価高騰が相次いでいる今日、リサイクル・リユース事業を市として力強くすすめることは生活応援にもなるものです。使えるものはリユース・リサイクルで大切に使い、ごみを減らすことは、小金井市が推進する「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」に合致するものです。</p>	<p>市では、粗大ごみから再生可能な家具類の補修等を行い、地域情報サイト「ジモティー」へ出品、希望する市民の皆様へ譲渡するリユース事業「ゆづる輪」を令和4年10月から開始しています。この取組は令和6年度末にかけて、着実に成果を伸ばしてきており、成約率(出品数に対する引き取り数)は約97%となっています。お引き取りに見えられた市民の皆様からは一様に好意的な声を頂戴している状況です。</p> <p>令和5年12月、株式会社マーケットエンタープライズと地域社会における課題解決を目的としたリユース事業に関する協定を締結し、連携を開始した「おいくら」の利用状況ですが1年間を通して利用いただいた初年度である令和6年度では、依頼件数8,658件、依頼商品数は22,513点と非常に多く御利用いただいています。なお、令和7年度は8月末までの5か月間で依頼件数6,914件、依頼商品数18,256点と昨年度の約8割を占めており、徐々に認知度も高まってきている状況です。</p> <p>依頼の内訳としては、家具、家電の依頼が多いほか、遺品整理や転居の際に生じる不要品のまとめでの片付けも多く御利用いただいています。</p> <p>本市としましては、このように行政による関与の</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果												
			もと、民間事業で対応可能なことは民間事業を中心に発生抑制を最優先とした3Rを推進していく考えです。												
13	P54-56 第1部 第3章 第3節 基本方針 第4節 目標の設定 第4章 第1節 計画の体系	リユースの取り組みを強化する（54～56 ページ） 大切なことは3Rの中で発生抑制を最優先とし2番目にリユース（再使用）、3番目にリサイクルとしています。しかし市として柱としていたリサイクル事業所閉鎖（2020年8月）以降イベント開催を含め一切行っていません。市議会でのリサイクル事業所再開陳情採択や決議にも応じていません。再使用の促進（56 ページ）では、民間リユース事業との連携や「くつかばん類の有効利用」「リユース食器の有効利用」と啓発活動だけになっています。リユース取扱数量は平成29年度のリサイクル事業所の実績1/65、取り扱い重量は1/42です。現在のリユース事業はリサイクル事業所の実績には到底及びません。リサイクル事業所の再開を求めます。またリサイクル事業所再開までの間「くつ・かばんの定期的回収」のようにリユース品の定期的回収、イベント回収を求めます。 リサイクル事業所（平成29年度）と 令和5年度リユース事業実績（清掃事業の概要） <table border="1" data-bbox="414 938 1146 1034"> <thead> <tr> <th>リユース事業</th> <th>数量</th> <th>重量 (kg)</th> <th>金額 (販売)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リサイクル事業所</td> <td>13,786 件</td> <td>90,150</td> <td>916 万 3 千円</td> </tr> <tr> <td>リユース事業</td> <td>213 件</td> <td>2,137</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ＊リユース事業もう一つの後退から復活へ 平成30年度までのごみカレンダーには「再利用可能な家具などはリサイクル事業所」とありました。令和元年からはリサイクル可能な家具なども粗大ごみ（受付）としました。再利用可能な家具などをリサイクル事業所（042-382-7771）に電話するとすぐに受け取りに来てくれました。再利用可能なものまで粗大ごみとして申し込んでもすぐには来てくれません。その間風雨にさらされ、再利用できるものまでごみになってしまいます。再利	リユース事業	数量	重量 (kg)	金額 (販売)	リサイクル事業所	13,786 件	90,150	916 万 3 千円	リユース事業	213 件	2,137	—	本市ではリユース事業の一つとして「ゆづる輪」、「おいくら」の展開をしており、No.12の回答のとおりに好意的な声をお寄せいただくとともに多くの利用をいただいています。 御提案の定期的又はイベント回収ですが、回収物の引受先等との調整が伴うものであり市単独で実施できるものではありません。他自治体の動向等を注視しつつ、検討してまいります。
リユース事業	数量	重量 (kg)	金額 (販売)												
リサイクル事業所	13,786 件	90,150	916 万 3 千円												
リユース事業	213 件	2,137	—												

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果																
		<p>用可能なものの粗大ごみ化とリサイクル事業所の閉鎖（H30年度）で粗大ごみは増え続けています（下表）。「リユースの取り組みを強化する」というのなら再利用可能なものは粗大ごみにしない取り組み、「おいくら」や「ジモティー」など民間に任せない取り組みをしてください。</p> <p style="text-align: center;">清掃事業の概要</p> <table border="1" data-bbox="414 497 1417 555"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(t)</td> <td>94,799</td> <td>99,920</td> <td>116,994</td> <td>112,471</td> <td>113,821</td> <td>117,022</td> <td>116,508</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	(t)	94,799	99,920	116,994	112,471	113,821	117,022	116,508	
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5												
(t)	94,799	99,920	116,994	112,471	113,821	117,022	116,508												
14	P55 第1部 第3章 第4節 目標の設定	<p>ごみ削減量を12g/年とする 令和12年度までに10g/年削減（594g/人日から584g/人日）としていますが、令和2年3月策定の一般廃棄物処理基本計画（以下前期計画）では家庭系ごみだけで12g/年削減としています。三市ごみ減量市民会議は「焼却ごみゼロをめざす」提言があり、また事業系ごみ急増する中前回の基本計画より削減量を少なくする理由はありません。前計画と同程度12g/年削減計画にすべきです。</p>	<p>目標値は施策の内容や組成分析結果、本計画と併せて作成をする食品ロス削減推進計画の削減目標や、本計画に記載した施策による想定効果等の要素を考慮して設定しています。なお、本計画においては、近年事業系ごみが増加していることを鑑みて、事業系一般廃棄物を含めた目標値設定をしています。</p>																
15	P56 第1部 第4章 第1節 計画の体系	<p>事業系ごみ減量の取り組み強化 事業活動における3Rの推進（56ページ）は（6）の自主回収等の推進だけが新しく入っただけでその他は前期計画と全く同じ文面です。（64ページ）。取り組み内容における具体的な取り組み例では13項目をあげていますがどれも重要で、力の入れ方が問われます。事業系一般廃棄物処理手数料は55円/kgを42円/kgに下げました。これが事業系急増の原因の一つであるか考えられます。今回見直し検討は手数料を上げるのでしょうか下げるのでしょうか、下げるとしたら事業系ごみ量増加に追い打ちをかけることになります。分別指導の一環として事業者向け「廃棄物処理の手引き」を発行し減量・資源化・分別指導の一環とすべきです。また立ち入り調査も無通告立ち入り実施を年1回以上すべきです。</p>	<p>事業系一般廃棄物を対象とした各施策について、御理解賜りありがとうございます。事業系一般廃棄物増加の要因は、計画（案）にも記載のとおり、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働したことで、それまで民間処理施設で処理されていた事業系一般廃棄物が、同組合の施設で処理することが可能となったことに加え、コロナ禍後の事業活動の再開や、市内のまちづくりの進展によるものと考えております。</p> <p>各施策の推進に当たりましては、いただいた御意</p>																

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果														
		<p style="text-align: center;">前期計画と今回素案比較 ((6) 以外文面すべて同一)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">前期計画</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">今回の素案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 事業者自らの責任による法令を順守した適正処理の支援と推進</td> <td>(1) 事業者自らの責任による法令を順守した適正処理の支援と推進</td> </tr> <tr> <td>(2) 事業系ごみの発生抑制の推進</td> <td>(2) 事業系ごみの発生抑制の推進</td> </tr> <tr> <td>(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施</td> <td>(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施</td> </tr> <tr> <td>(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施</td> <td>(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施</td> </tr> <tr> <td>(5) 認定事業所に周知と拡大</td> <td>(5) 認定事業所に周知と拡大</td> </tr> <tr> <td>(6) 店頭回収の推進</td> <td>(6) 店頭回収・自主回収等の推進</td> </tr> </tbody> </table>	前期計画	今回の素案	(1) 事業者自らの責任による法令を順守した適正処理の支援と推進	(1) 事業者自らの責任による法令を順守した適正処理の支援と推進	(2) 事業系ごみの発生抑制の推進	(2) 事業系ごみの発生抑制の推進	(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施	(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施	(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施	(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施	(5) 認定事業所に周知と拡大	(5) 認定事業所に周知と拡大	(6) 店頭回収の推進	(6) 店頭回収・自主回収等の推進	見を踏まえた対応に努めてまいります。
前期計画	今回の素案																
(1) 事業者自らの責任による法令を順守した適正処理の支援と推進	(1) 事業者自らの責任による法令を順守した適正処理の支援と推進																
(2) 事業系ごみの発生抑制の推進	(2) 事業系ごみの発生抑制の推進																
(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施	(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施																
(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施	(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施																
(5) 認定事業所に周知と拡大	(5) 認定事業所に周知と拡大																
(6) 店頭回収の推進	(6) 店頭回収・自主回収等の推進																
16	P58 第1部 第4章 第2節 1. ごみを出さないライフスタイルの推進(リデュース)	<p>ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発充実 (58 ページ)</p> <p>①「各種方法媒体を活用した啓発の活動の実施」(同 58 ページ) は「ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発を充実」としてありますが、市報で年 4 回出していた「ごみ特集号」を 3 回にして後退させました。毎年 9 月号にはごみ処理経費全体及び各種ごみ処理経費を図表などで分かりやすくしていました。ごみを出さないことは処理削減につながり重要な啓発活動です。市報は最も読まれている広報媒体です。市報ごみ特集を年 4 回の戻してください。</p> <p>駅前キャンペーンの中止、イベントでのキャンペーンも中止、生ごみ堆肥化教室も中止しています。これらの啓発活動再開してください。最近スマートフォン用ごみ分別アプリ「インスタで情報発信中」を出し、新しい啓発活動の一環と考えます。</p>	御指摘のとおり、発生抑制は処理量削減につながるもので、このことに係る啓発は大変重要と考えています。幅広い世代に周知できるよう、様々な施策・媒体を活用し、情報発信を強化してまいります。														
17	P60 第1部 第4章 第2節 3. 資源循環システムの	<p>生ごみ資源化施策の推進 (強化) (60 ページ)</p> <p>具体的な取り組みの中で、「家庭生ごみ資源化 (堆肥化) モデル事業の評価とその結果を踏まえた事業の推進」があります。小中学校の生ごみ処理機をお借りして市民からの生ごみ投入活動を 10 数年続けてきましたが、生ごみ処理機の撤去によって生ごみ投入市民活動中止されました。(市は生ごみ投入事業としていますが市の事業ではありませんでした)。代わって行政による土曜生ごみ参加者のなかで戸建て住宅希望者を限定した生ごみ分別が</p>	<p>生ごみ投入活動に御尽力いただき、ありがとうございました。</p> <p>家庭生ごみ資源化モデル事業により対象をより拡大していけるよう、課題を整理し、更なる発展につなげてまいります。</p>														

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	構築(リサイクル)	今年5月から始まりました。現在81世帯と聞いています。マンションやアパートの世帯については今後の課題としていますが、ぜひこれらの世帯にも拡大と拠点回収場所の拡大をお願いいたします。	
18	P60 第1部 第4章 第2節 3. 資源循環システムの構築(リサイクル)	<p>廃食油の行政回収について(60ページ)</p> <p>資源循環システム構築(リサイクル)の中で、廃食油の行政回収がありません。廃食油の行政回収は平成30年度及び平成31年度一般廃棄物処理計画の中で「適宜実施する」とありましたが、未だに実施されていません。廃食油は近年航空燃料に活用するなど需要が高まり高値取引争奪戦になっているとの報道があります。西東京市では平成26年度から月1回の行政回収をし、40~50t/年回収しています。また国分寺市をはじめ近隣市では行政による拠点回収をしています。家庭で廃食油を燃やすごみに出す場合色々手間がかかり、やっつけられない下水の流すならば下水道処理に膨大な経費がかかります。廃食油回収をイトーヨーカドーやコスモ石油など民間だけに任せるのではなく行政が資源循環システム構築の一環として市が決めた責任をもつべきです。</p>	<p>廃食用油の行政回収の実施の予定は当面ございません。しかしながら、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向け、事業者との協働による3Rを推進していくことも重要であるとの考えから、本市としては、御意見に記載いただいたイトーヨーカドーやコスモ石油などの事業者による拠点回収の取組を御案内しております。家庭から排出される使用済食用油も持続可能な航空燃料(SAF)の原料として期待されており、環境負荷低減にもつながります。引き続き事業者との連携強化、情報提供・周知を強化してまいります。</p>
19	P60 第1部 第4章 第2節 3. 資源循環システムの構築(リサイクル)	<p>生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の見直しの検討(60ページ)</p> <p>生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の見直しにあたって現在、購入補助(補助限度額と補助率)だけすなわち「お金を補助するだけ」、あとは購入市民に使用等を任せるだけになっています。</p> <p>生ごみ処理機器教室は中止、市民まつりでの生ごみ処理機器展示やアドバイスも中止これらを復活してください。生ごみ水切り及び自家処理の推進 充実(58ページ)では、「生ごみ減量化機器・生ごみ堆肥化容器の活用による自家処理の推進」とあります。初めて生ごみ処理機器・堆肥化容器を使用する方は、知識・経験もないため失敗し生ごみ処理機器や堆肥化容器を使わなくなります。「生ごみコンポスト」は虫の発生や臭い等の問題でやめてしまう方がいます。これらの対策のため「生ごみアドバイザー制度」を創設してください。購入後使用やトラブルのアドバイスほか、まだ十分使える機器が転出等家庭の事情で中止せざ</p>	<p>本市の人口も他自治体と同様、中長期的に総人口の減少が見込まれており、高齢者人口の増加への対応や少子化対策が求められる一方、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が予想されています。そうした中であっても持続可能な行政サービスを展開できるように、各施策の実施については総合的に勘案し検討を進めていく必要があります。生ごみ減量化に向けては、計画(案)にも記載の通り、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度から家庭生ごみ資源化(堆肥化)事業への移行を推進してまいります。いただいた御意見につきましては、現在実施してい</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>るを得なくなった処理機器を使いたい方への無料転用制度などがあります。これは処理機器が粗大ごみになるのを防ぐ役割もあります。生ごみアドバイザー制度には生ごみ処理機器販売業者も参加させる必要があります。</p>	<p>る施策の状況、効果等を考慮し、慎重に検討してまいります。</p>
20	<p>P61 第1部 第4章 第2節 4. 分別・啓発活動の強化</p>	<p>居住形態別の分別方法の周知の検討、清掃指導員による分別指導の徹底（61 ページ）</p> <p>① 部屋別収集の強化 燃やすごみの組成分析をよると、例えば紙類は戸建て住宅 6.1% 単身集合住宅 28.6% となっています。戸建て住宅に比べ 4.7 倍も多く分別が極めて悪い。家主へのお願いや一定の指導を行っていると思いますが、その結果がこれです。西東京市は部屋別収集を徹底して行った結果単身住宅の分別が大幅に改善されたと聞いています。令和 7 年度の一般廃棄物処理計画では集合住宅管理者等への指導について、廃棄物管理の徹底、優良排出管理認定制度があります。これら小金井市も参考にして導入すべきではありませんか。</p> <p>② 「清掃指導員による分別指導の徹底」では「戸別訪問による指導の実施」がありますが、働く大部分の方は日中不在です。効果は期待できません。分別指導員が早朝・夜間に指導するのなら別ですが。分別指導員は地区担当配置にし、ごみゼロ化推進員や町会とも連携して行うことも必要です。</p>	<p>いただいた御意見や他自治体の取組も参考に、人員体制、かかる費用等も勘案しながら本市にて実施可能な方策を検討してまいります。</p>
21	<p>P61 第1部 第4章 第2節 4. 分別・啓発活動の強化</p>	<p>転入者対策について 「転入者対策とした情報提供の強化」だけをあげていますが、どの程度強化するのですか。</p> <p>転入者ごみ窓口を設置するのですか。一般的な情報提供では転入者対策の向上になりません。小金井市は事務報告書記載だけでも年間 9 千人前後の転入者があります。小金井市は例えば都内 23 区に比べ分別の種類が多く厳しいといわれています。転入手続きを取る時、必ずごみ分別のレクチャーを受ける制度を設けるべきです。多摩市はレクチャーを受けなければ転入手続きが受けられない制度と聞いています。また転入手続きをしない学生などに対してはごみ・資源カレンダーも受け取っていませんし、ごみ分別の手引きも受け取っていません。家主や大学とも連携して転入者対策をとるべきです。大学にはごみ分別</p>	<p>本市は転出入者が多い傾向にあるため、御意見のとおり転入者に対しての情報提供は重要と受け止めています。関係各位の協力が得られる方策を進めてまいります。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		等の説明会を大学で開催など行ってください。	
22	P61 第1部 第4章 第2節 4. 分別・啓発活動の強化	<p>ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ、各種方法媒体の活用（61 ページ）</p> <p>①小金井市は「正しい分別方法の周知と徹底」（61 ページ）主なものは、ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別の手引き、ごみ分別アプリがあります。ごみ・リサイクルカレンダーは全戸配布ですが、ごみ分別の手引きは希望者のみとなっています。市民のなかにはごみ分別の手引きを知らない方が多くいます。これが分別の徹底ができていない原因でもあります。日野市はごみカレンダー共通冊子と各地区のごみ収集日だけの冊子に分け 2 冊全戸配布しています。小金井市も啓発を中心としたごみリサイクルカレンダーと各地区の収集日を中心としたカレンダー2 冊を全戸配布します。現在のごみ分別の手引きは分別の品目は 1,220 余りでこれを記載するにはムリですが、判断が難しい品目を中心に絞って記載する。これにより分別の徹底が促進すると考えます。</p> <p>②ごみリサイクルカレンダーには、毎週収集しない日（月 4 日空白）があります。ここに啓発等を記入する。例えばペットボトル・発砲スチロール容器などの店頭回収のすすめ、廃食油の拠点回収場所、リチウムイオン電池などの火災徹底分・爆発の原因となるものの徹底分です。日野市のカレンダーにはペットボトルなどは「買ったお店へ」新聞は「販売店へ」などお願い記事があります。「収集ごみだけ」にするのではなく啓発記事も必要です。また 12 ページには特殊な紙として難再生古紙種類として 8 点ばかりあげられていますが、難再生古紙にもならない紙最近増えているストーンペーパーがあります。</p> <p>ストーンペーパーについての記入も必要ではないでしょうか。</p>	いただいた御意見も含め、各種媒体の活用を進めてまいります。
23	P63 第1部 第4章 第2節 6. 市民、事業者との協働	<p>ごみゼロ化推進活動の支援と推進 強化（63 ページ）</p> <p>ごみの発生抑制を最優先とする 3R の推進には、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、地域全体で協働することが不可欠です（同 63 ページ）とあります。ごみゼロ化推進会議活動の拡充はごみ減量・資源化の促進のために重要です。以下経過と現状についてのべ、対策の一端を述べます。</p> <p>① 発足と経過</p>	この場をお借りして、ごみゼロ化推進員の皆様の長年にわたる御尽力に感謝申し上げます。ごみゼロ化推進員の皆様との協議の下、いただいた御意見を含め、施策を進めてまいります。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果																																	
	による 3R の推進	<p>ごみゼロ化推進会議は2006年（平成18年）10月1日に発足しました。同年9月までは廃棄物減量等推進員という名称で、市内4ブロックに分け、町会・自治会の推薦者約90人が集まり、活動は主に地域でのごみステーションの管理や美化活動でした。ごみゼロ化推進員への月3000円の謝礼がありました。ごみゼロ化推進会議は、二枚橋焼却場停止以降、多くの多摩地域のごみ処理疏泄のその処理をお願いする事態になり、ごみ減量に向け更なる活動が必須となりました。ごみゼロ化推進会議は、市内ブロック制ではなく、町会・自治会、事業者の業種別組合、商店会、市民団体（主に環境やまち美化活動）、学校（大学、高校、専門学校の学生を含む）など幅広い構成で構成員の目標は175人としています。</p> <table border="1" data-bbox="414 671 1061 927"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>自治会町会</th> <th>市民団体</th> <th>業種組合</th> <th>商店会・学校</th> <th>個人応募</th> <th>公募合計</th> <th>事業所部会</th> <th>まち美化部会</th> <th>啓発部会</th> <th>部会合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2006</td> <td>67</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>25</td> <td>110</td> <td>34</td> <td>46</td> <td>29</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>39</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>58</td> <td>8</td> <td>32</td> <td>17</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>*発足当初110名、2025年度58名、公募合計と部会合計に差があるのは部会希望未申請のため。</p> <p>構成員は年々減少を続け、2025年度の構成員は発足当初に比べ約半数になっています。ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進（63ページ）するためにはなぜこれほど構成員の減少があったのか、ごみゼロ化推進会議の目的や活動が知られていないのか、参加への取り組みが弱かったのか、活動の内容（日時等）に問題が無かったのか等具体的に検討する必要があります。組織を変えるだけでは対策になりません。発足当初から業種組合、商店会・学校の参加は少なく2025年度に至っては合計4名となり、事業所部会メンバーは34名から8名にまで減少しています。小金井市は食品ロス削減計画が策定し急増する事業系ごみ排出</p>	年度	自治会町会	市民団体	業種組合	商店会・学校	個人応募	公募合計	事業所部会	まち美化部会	啓発部会	部会合計	2006	67	5	4	9	25	110	34	46	29	109	2025	39	0	2	2	15	58	8	32	17	57	
年度	自治会町会	市民団体	業種組合	商店会・学校	個人応募	公募合計	事業所部会	まち美化部会	啓発部会	部会合計																										
2006	67	5	4	9	25	110	34	46	29	109																										
2025	39	0	2	2	15	58	8	32	17	57																										

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>する中、商店会・業種組合への取り組みが重要となっています。紙ベースで応募を呼びかけるだけでなく、直接出向き参加をお願いすることが必要です。また会議等開催日時・時間等進め方にも再検討が必要です。また、事業者への啓発から事業所部会と啓発部会を合併することも考えられます。</p> <p>② ごみゼロ化推進会議の主な活動内容</p> <p>ごみゼロ化推進会議の活動は、令和5年度講演会1回、施設見学1回、定例会は役員会7回、ごみゼロ啓発部会13回（運営委員会・全体会議）、事業所部会9回（運営委員会・全体会議）、まち美化部会ごみキャンペーン7回、運営委員会・全体会議5回を行っています。いずれも平日午前中会議となっているので現役世代の参加は困難となっています。定例会の他にこれまで、ごみ分別相談、事業所立ち入り調査及びアンケート調査、生ごみ処理機器の手引き（冊子）の作成、市内（駅周辺）の美化活動、市民まつりごみ分別指導及び生ごみ処理機器展示・実演・相談等があります。また、これまでごみ対策課への主な提言として、「生ごみアドバイザー制度及びごみ相談員について」「ごみリサイクルカレンダーの改善」「リサイクル事業所の拡大」「廃食油の行政回収」「転入者対策」「土曜生ごみ投入活動」「生ごみ分別行政回収」「市民まつりの再開」等を行ってきました。各位委員の提案・提言は数十にも及びます。これらの多くが実現されていません。近年、啓発部会は7つのプロジェクトチームを編成し、個別の検討をしてきました。コロナ感染初拡大等があり当初の目標は達成されませんでした。例えばプロジェクトチームの一つに「町会・自治会への働きかけ」があります。ごみ対策課とごみゼロ推進会議が協働して町会・自治会に説明会・講演会を行うことが考えられます。</p>	
24	P63 第1部 第4章 第2節 6. 市民、事業	<p>集団回収事業の支援と周知（充実）63ページ</p> <p>集団回収量は新聞購読者の減少等によって減少の傾向にあります。集団回収は行政の処理経費の節減</p> <p>町会・子ども会その他の団体にとって貴重な活動源となっています。小金井市と国分寺市の集団回収実施団体数は、ほぼ同じで奨励金は国分寺市の方が低い、しかし市町村自治調</p>	<p>集団回収の登録団体は横ばいの状況ですが、御指摘のとおり古紙回収量は大きく減少しており、これは全国的にも同様の傾向となっております。古紙は貴重な資源であるため、排出されてしまうものについては可能な限りごみではなく資源として排出し</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果				
	者との協働による 3R の推進	<p>査会 2024 年度統計によると、国分寺市の集団回収量は多摩 26 市の中でトップの 59.2g/人日、小金井市は 25.0g/人日で国分寺市の半分以下です。どこにそのような開きがあるのか具体的に検討し対策を強化すべきです。</p> <p>集団回収事業の支援と周知（充実）とありますが令和 2 年の一般廃棄物処理基本計画とほとんど変わりがありません。（下記表原文のまま）令和 3 年度の集団回収量実績は約 1,340t、令和 6 年度は約 1,142t、198t（15%）減少しています（事務報告書）。改善に向け PDCA が行われることを望みます。</p> <table border="1" data-bbox="414 630 1243 1050"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 630 828 699">令和 2 年 3 月基本計画 (45 ページ)</th> <th data-bbox="828 630 1243 699">今回の素案 (63 ページ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 699 828 1050"> 集団回収事業の支援と周知 町会・自治会・子ども会など、集団回収実施団体へ奨励金を交付するなど、集団回収事業を支援していきます。さらに広報媒体や環境教育学習などの機会を活用して市民へ周知することで、これまで集団回収を利用していない市民や団体に対する情報提供に努め、より多くの市民に働きかけていきます。 </td> <td data-bbox="828 699 1243 1050"> 集団回収の支援と周知（充実） ＊町会・自治会・子ども会などの集団回収事業実施団体への支援の実施 ＊各種広報媒体を活用した啓発活動の実施 ＊若年層・単身世帯などへの効果的な周知・啓発の検討 </td> </tr> </tbody> </table>	令和 2 年 3 月基本計画 (45 ページ)	今回の素案 (63 ページ)	集団回収事業の支援と周知 町会・自治会・子ども会など、集団回収実施団体へ奨励金を交付するなど、集団回収事業を支援していきます。さらに広報媒体や環境教育学習などの機会を活用して市民へ周知することで、これまで集団回収を利用していない市民や団体に対する情報提供に努め、より多くの市民に働きかけていきます。	集団回収の支援と周知（充実） ＊町会・自治会・子ども会などの集団回収事業実施団体への支援の実施 ＊各種広報媒体を活用した啓発活動の実施 ＊若年層・単身世帯などへの効果的な周知・啓発の検討	<p>ていただきたく、集団回収についてはより多くの市民の皆様に参加していただけるよう、支援と周知に努めてまいります。</p>
令和 2 年 3 月基本計画 (45 ページ)	今回の素案 (63 ページ)						
集団回収事業の支援と周知 町会・自治会・子ども会など、集団回収実施団体へ奨励金を交付するなど、集団回収事業を支援していきます。さらに広報媒体や環境教育学習などの機会を活用して市民へ周知することで、これまで集団回収を利用していない市民や団体に対する情報提供に努め、より多くの市民に働きかけていきます。	集団回収の支援と周知（充実） ＊町会・自治会・子ども会などの集団回収事業実施団体への支援の実施 ＊各種広報媒体を活用した啓発活動の実施 ＊若年層・単身世帯などへの効果的な周知・啓発の検討						
25	P66 第 1 部 第 4 章 第 3 節 1. 安全・安心・安定的な収集・運搬体	<p>ふれあい収集の推進 充実 (66 ページ)</p> <p>ふれあい収集は高齢者や障害のある方などごみ出しが困難な世帯を対象に、市に職員が自宅の玄関先までごみ収集に伺うサービスです。精神障害者や高齢者、認知症の方などが増える中、ごみ出しやごみ分別が困難な世帯（特に一人世帯）への対策が重要になっています。小金井市のふれあい収集は、国分寺市と比べてみると対象者がかなり制限されています。（下表）。</p> <p>要支援 1 の方や要支援になっていない方でも高齢者などごみ分別が困難になっている現</p>	<p>いただいた御意見や他自治体の取組も参考に、人員体制、かかる費用等も勘案しながら本市にて実施可能な方策を検討してまいります。</p>				

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果														
	制の推進	<p>状があります。</p> <p>日野市では 65 歳以上の高齢者のみの世帯、又は身体障害者手帳 1・2 級を持つ方の世帯では粗大ごみの戸別収集支援やまたハンディキャップシール・BOX（決められた曜日以外にごみを出せるように、指定の容器やシールを利用）があります。発生抑制を最優先に掲げる小金井は他市の先進事例を参考に導入の検討をしてください。</p> <p style="text-align: center;">ふれあい収集 小金井市と国分寺市との比較</p> <table border="1" data-bbox="416 587 1240 1078"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 587 824 632">小金井市</th> <th data-bbox="835 587 1240 632">国分寺市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 635 824 719">要介護認定で要介護3以上の高齢者のみの世帯</td> <td data-bbox="835 635 1240 719">要介護認定を受けている者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 722 824 807">身体障害者手帳2級以上の障害のある方のみの世帯</td> <td data-bbox="835 722 1240 807">身体障害者手帳を受けている者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 810 824 895">精神障害者保健福祉手帳1級以上の障害のある方のみの世帯</td> <td data-bbox="835 810 1240 895">精神通院医療の係る自立支援医療受給交付を受けている者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 898 824 983">愛の手帳2度以上の障害のある方のみの世帯</td> <td data-bbox="835 898 1240 983">愛の手帳の交付を受けている者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 986 824 1031">その他市長が必要と認める世帯</td> <td data-bbox="835 986 1240 1031">難病医療証の交付を受けている者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1034 824 1078"></td> <td data-bbox="835 1034 1240 1078">市長が必要と認める者</td> </tr> </tbody> </table>	小金井市	国分寺市	要介護認定で要介護3以上の高齢者のみの世帯	要介護認定を受けている者	身体障害者手帳2級以上の障害のある方のみの世帯	身体障害者手帳を受けている者	精神障害者保健福祉手帳1級以上の障害のある方のみの世帯	精神通院医療の係る自立支援医療受給交付を受けている者	愛の手帳2度以上の障害のある方のみの世帯	愛の手帳の交付を受けている者	その他市長が必要と認める世帯	難病医療証の交付を受けている者		市長が必要と認める者	
小金井市	国分寺市																
要介護認定で要介護3以上の高齢者のみの世帯	要介護認定を受けている者																
身体障害者手帳2級以上の障害のある方のみの世帯	身体障害者手帳を受けている者																
精神障害者保健福祉手帳1級以上の障害のある方のみの世帯	精神通院医療の係る自立支援医療受給交付を受けている者																
愛の手帳2度以上の障害のある方のみの世帯	愛の手帳の交付を受けている者																
その他市長が必要と認める世帯	難病医療証の交付を受けている者																
	市長が必要と認める者																
26	P68 第1部 第4章 第3節 3. 廃棄物処	<p>3市ごみ減量推進市民会議への参画</p> <p>新可燃ごみ施設整備及び運営に関する覚書に基づく、次期ごみ処理施設についての検討</p> <p>覚書にあるように30年後には日野市以外つまり小金井市か国分寺市が可燃ごみ施設整備及び運営に基づく次期ごみ処理施設をの責任を取る必要があり、小金井市の可能性もあるはずです。</p>	<p>浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設は、平成 26 年に日野市・国分寺市・本市（以下「3市」という。）で取り交わした「新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」に基づき設置された施設であり、本市のみで行っているものではなく、次期施設建設</p>														

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	理を支える体制の強化 (1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携	<p>これに備えた具体的な検討をすでに始めていないと間に合わないと思います。 このためのプロジェクトチームなどを作って進めることを明記すべきではないでしょうか。</p> <p>小金井市では浅川清流組合にあるようなものを作る場所は今のところあるような気がしません、 その為には</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃やすごみをどのぐらい減量すれば小金井市或いは国分寺市で建設可能かを検討する。 2. 近隣住民に迷惑のかからない環境にやさしい処理方式を探す。 <p>例えば 生ごみは大量に処理出来るHDM方式を検討する。 その他のごみは炭素化方式で処理する。</p> <p>上記はほんの1例を挙げただけで、その他に将来可能性のあるものをどん欲に探して検討する。 これら等の事を考慮した文章にすべきだと思います。</p> <p>この問題は小金井市だけで考えても出来ないことなので、つまり3市で共同して実現しなければならぬので、3市ごみ減量市民会議に定期的に提案して3市で検討すべきだと思います。3市で真剣に考えてゆく必要があるので、3市ごみ減量市民会議をもっと実効性のある体制にすることを提案する。或いは3市で具体的な検討が行える組織を新たに提案する。</p> <p>ここでは ただの<検討する>だけでなく、例えば上記のようなことを具体的に検討する体制を小金井市では作り、3市ごみ減量市民会議或いは新組織で検討する体制を提案するなど考慮した文章にしないと、結局何もやらずに終わってしまう可能性があると思います。</p>	<p>に向けた検討・協議につきましても3市で行うこととしています。</p>
27	その他	<p>この「一般廃棄物処理基本計画」は、「小金井市気候非常事態宣言」に関連した施策であ</p>	<p>より多くの市民の皆様にご覧いただけるよう、</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>ることを知りました。</p> <p>地球温暖化、異常気象を引き起こしている二酸化炭素の排出ゼロを目指して、私たちの生活から出される廃棄物を資源として循環させるという施策を市民が関心を持ち、意識を変えていくことが大事なことと思いました。</p> <p>そのために以下の3点を提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ対策課」という部署の名称を「廃棄物資源循環課」というような名称に変更 ・毎月の市報に廃棄物のコラムを載せる ・ごみゼロ化推進員の啓発活動を活発に進める 	<p>様々な施策に取り組んでまいります。</p>
28	その他	<p>焼却ごみをゼロに近づける施策について</p> <p>小金井市は、二枚橋焼却場老朽化によって、新しい処理施設建設について、浅川清流環境組合稼働まで30余年かかっています。この間、2007年4月から可燃ごみ(燃やすごみ)処理を他市・一部事務組合にお願いして13年余りようやく広域支援が終了しました。この間多摩地域25市・1町にお世話になりました。このように新しい可燃ごみ処理施設を建設するには極めて厳しく長い検討期間が必要です。浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設は概ね30年後に撤退し、続けるとしたら日野市以外の場所で施設を建設するという覚書を締結しています。既に5年以上たっています。また三市ごみ減量市民会議では「2050年までに可燃ごみ焼却をゼロに近づける」ことを目標に掲げ3市もこれを認めています。しか未だに具体的な協議が始まっていません。今回の一般廃棄物処理基本計画には、この問題の記述がないのは無責任といわれても仕方ありません。3市ごみ減量市民会議減量部会の具体的な方策について協議を開始すべきです。小金井市はごみ非常事態宣言解除後、これまで行ってきたごみ減量・資源化の取り組みを後退させます。市報ごみ特集号4回/年から3回/年に、生ごみ減量化機器補助額(上限5万円)・補助率(上限80%)をそれぞれ3万円、50%にしました。リサイクル事業所を市議会の再開を求める陳情採択や決議を無視して閉鎖しました。ごみ減量と資源化を一層強化すべきところ基本的な施策を後退させました。</p> <p>① 生ごみの分別収集・資源化</p>	<p>「3市ごみ減量市民会議減量部会の具体的な方策について協議を開始すべき」との御意見については、No.26の回答に同じです。</p> <p>①No.17の回答に同じです。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果																																										
		<p>生ごみの分別収集・資源化は端緒についたばかりですが、平成18年3月の一般廃棄物処理基本計画「生ごみ肥料化事業の推進 前期一部世帯での導入、後期対象世帯の拡大」(同36ページ)とあり、パブリックコメントの市の回答は「一般家庭の生ごみを肥料化する事業は、基本計画においても、重点施策として位置づけたいと考えています。」「10年間の計画期間内で、全世帯を対象としては困難ですが、1割以上の世帯を対象とすることを目標とします」(同111ページ)とあります。また生ごみ分別収集についての陳情採択、HDMシステムによる生ごみ減容・資源化の具体的協議なども行ってきました。これらを踏まえて今回の生ごみ分別回収は「1割以上の世帯を目標とする」ことを基本計画に盛り込んでください。</p>																																											
29	その他	<p>②啓発・分別の強化によるごみ減量と資源化</p> <p>可燃ごみ組成分析(令和元年6月～7月)を見ると、家庭系で約58%、6,622t、事業家系で約63%、1,472t 合計8,094t が資源になると考えられます。啓発と分別の取り組みを強化することによって1/3を資源化するとすると約2,700tになります。</p> <p style="text-align: center;">資源になる可能性のある可燃ごみ 組成分析から</p> <table border="1" data-bbox="414 938 1285 1166"> <thead> <tr> <th></th> <th>家庭系 (%)</th> <th>(t)</th> <th>事業系 (%)</th> <th>(t)</th> <th>合計 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生ごみ</td> <td>28.9</td> <td>3,309</td> <td>39.5</td> <td>919</td> <td>4,228</td> </tr> <tr> <td>食品ロス</td> <td>12.9</td> <td>1,477</td> <td>7.1</td> <td>165</td> <td>1,642</td> </tr> <tr> <td>紙類</td> <td>6.1</td> <td>698</td> <td>10.2</td> <td>237</td> <td>935</td> </tr> <tr> <td>プラ類</td> <td>9.8</td> <td>1,122</td> <td>6.2</td> <td>144</td> <td>1,266</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>0.1</td> <td>16</td> <td>0.3</td> <td>7.0</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>57.8</td> <td>6,622</td> <td>63.3</td> <td>1,472</td> <td>8,094</td> </tr> </tbody> </table> <p>紙おむつの資源化</p> <p>可燃ごみ組成分析によると紙おむつ等は、戸建て住宅で6.6%、ファミリー向け集合住宅で4.2%となっています。紙おむつ使用は高齢化の進行によってさらに増えることが予想さ</p>		家庭系 (%)	(t)	事業系 (%)	(t)	合計 (t)	生ごみ	28.9	3,309	39.5	919	4,228	食品ロス	12.9	1,477	7.1	165	1,642	紙類	6.1	698	10.2	237	935	プラ類	9.8	1,122	6.2	144	1,266	金属	0.1	16	0.3	7.0	23	合計	57.8	6,622	63.3	1,472	8,094	<p>新規資源化ルートの調査・研究を進めるとともに、「混ぜればごみ、分ければ資源」という考え方を市民の皆様にも広く御理解・ご認識いただけるよう、引き続き啓発活動に尽力し、資源化率向上に向け取り組んでまいります。</p>
	家庭系 (%)	(t)	事業系 (%)	(t)	合計 (t)																																								
生ごみ	28.9	3,309	39.5	919	4,228																																								
食品ロス	12.9	1,477	7.1	165	1,642																																								
紙類	6.1	698	10.2	237	935																																								
プラ類	9.8	1,122	6.2	144	1,266																																								
金属	0.1	16	0.3	7.0	23																																								
合計	57.8	6,622	63.3	1,472	8,094																																								

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>れます。</p> <p>現在燃やすごみの日に燃やすごみと別に分けて収集していますが、すべて焼却されています。</p> <p>紙オムツの資源化処理は素材分別して資源化する方法、乾燥化させ固形燃料にする方法など一部自治体が入り込んでいます。市独自実施では困難な面があるとしたら複数の市（日野市、国分寺市など）で共同処理を検討してください。</p>	
30	その他	<p>多摩地域 26 市の中で不燃ごみ最多が続く小金井市について</p> <p>市町村自治調査会の調査によると、小金井市は家庭系可燃ごみでは排出量の少なさでは常にトップですが、家庭系全般では常に中位クラスです。特に不燃ごみ（燃やさないごみとプラごみ合計）では常に最下位クラスが続いています。燃やさないごみの中の資源物の分別が不徹底なのか（あきる野市は小型家電類として資源物として分別しています）その他の原因なのかわかりません。知りたいところです。なお、小金井市は燃やさないごみ指定袋とプラスチックごみして袋同じで紛らわしい。</p> <p>多摩地域 26 市の中で燃やさないごみとプラスチックごみを同一にしているのは小金井市だけです。</p> <p>指定袋の色分けをすべきです。燃やさないごみの組成分析では、汚れが落ちないプラプラスチック類・容器等が家庭系単純平均で 14.9%、資源になるプラスチック類は 26.4%になっています。資源になるプラスチックは指定袋の色分けによって改善されると考えます。実施してください。</p>	<p>燃やさないごみの割合が多い理由としては、市によって詳細な分別区分が異なることのほか、簡易包装や使い捨て製品の利用が多くなる、単身世帯として考えられる世代（20～29 歳）の転入者が多いことが一因として考えられます。</p> <p>指定収集袋については、No.10 の回答に同じです。</p>